

《2.特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(2)「特茶s」(サントリー食品インターナショナル株式会社)

○石見座長 では、次の審議に移ります。次は、同じく新規審議品目で、サントリー食品インターナショナル株式会社「特茶s」でございます。消費者庁から製品等の概要の説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、御説明させていただきます。皆様、お手元に資料番号2-1を御用意ください。申請品目は黄色でお示ししているものになりますが、商品名「特茶s」、食品形態は清涼飲料水、内容量は500mlです。

許可を受けようとする表示の内容は、「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、日常の身体活動による脂肪を代謝する力（脂肪の分解・消費）を高め、体脂肪を減らすのを助けます。また、日常生活に3000歩程度の歩行などの活動を追加する時に、本品を併用することで体脂肪をさらに減らします。体脂肪が多めの方に適しています。」となっています。

関与成分は、成分名がケルセチン配糖体、関与成分量は、イソクエルシトリンとして110mgになっております。1日当たりの摂取目安量は500mlです。

こちらはグレーでお示ししております既許可品「特茶 TOKUCHA」と中身は同一でございますが、赤字でお示ししている許可表示を追加するということで審議をお願いしているものになります。よろしくお願いいたします。

○石見座長 ありがとうございます。それでは、先ほどの品目と同じく、事務局から委員のコメントについて紹介をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 それでは、「特茶s」について委員の方々から寄せられたコメントを紹介させていただきますが、その前に、今回の申請内容についてもう一度繰り返し確認させていただきたいと思います。

今回の申請品目と同様、ケルセチン配糖体を関与成分として、「体脂肪を減らすのを助ける」ということで特保の許可を得ている品目は数多くございます。今回の申請内容は既許可品と比べて何が違うのかと申しますと、新しいヒト試験を1つ追加して、それに有効性の根拠といたしまして、資料2-1の赤字部分で書きました「また、日常生活に3000歩程度の歩行などの活動を追加する時に、本品を併用することで体脂肪をさらに減らします」という文言を追加したいということが今回の申請品目の特徴といえますか、内容になっております。

従来品、既許可品ではヒト試験が行われておるのですが、その試験条件は日常、歩行数にしまして1日7,000歩程度。これが申請者は日常の身体活動に相当する量だと言っておりますけれども、そういう条件で行ったヒト試験でケルセチン配糖体を配合した飲料の有効性というものを示しております。今回はそれに加えまし

て1万歩程度の歩行、従来に比べて3,000歩多く歩いた人を対象に対照飲料、被験飲料を摂取させ、その結果、被験飲料で体脂肪の低減が有意に確認されたことを示しているというものでございます。

この試験については事前にお配りした資料で事務局のほうから本日の議論のポイントになるのではないかとということで示させていただいておりますけれども、文献1-10には1万歩程度の歩行という条件の下での対照飲料、摂取飲料の比較はございますが、1万歩歩いた人と7,000歩歩いた人との比較は全く示されていないわけですが、有効性の根拠としてこれで適切かどうかということの一つ御議論いただきたいと思っております。

もう一つ、文献1-10で有意差があるとしておるのですが、本試験の主要評価項目は全脂肪面積ということになっております。そういう前提で試験を実施しております。その結果、摂取8週目、12週目で対照飲料群と被験飲料群の間では全脂肪面積に有意な差が認められております。申請者はそれをもって有効性があると判断しておりますが、詳細に結果を見てみますと、全脂肪面積ということでこれは有意に減っているのですが、減っているのは皮下脂肪面積であって、内臓脂肪面積は有意には減っていない。減少傾向にはありますけれども、有意には減っていないといった試験結果になっております。特保として体脂肪低減効果を訴求するものの根拠データとして、皮下脂肪を低減ということで十分なのかということも併せて御議論いただきたいと思いますと考えております。

委員の方々から頂きましたコメントも、この文献1-10についてのコメントがほとんどでございます。

資料2-2を御覧ください。まず、石見座長からのコメントは、文献1-10の表4、腹部脂肪面積の推移はPPSでの結果がある。表3の栄養摂取量の推移はFASでの結果が示されている。栄養摂取量は脂肪量にも影響してくるが、PPS、FASを使い分けることに何か理由があるのかということでございます。

このコメントにつきましては、申請書の文献1-10の部分を御覧いただけますでしょうか。文献1-10、文献全体の通しページである180ページになります。180ページの真ん中辺に表3、栄養摂取量の推移（FAS）となっております。その下に表4、腹部脂肪面積の推移（PPS）となっております。表4に表されている結果が有効性の根拠となってくるわけですが、被験飲料摂取群、対照飲料摂取群で栄養摂取に偏りがない、差がないということを示すためには表3のほうもPPSで示すのが適切ではないかと思われそうですが、この点についてどうかという御意見でございます。

続きまして、佐藤恭子委員からのコメントを紹介させていただきます。佐藤恭子委員からのコメントも1-10に関連したものでして、人によって一日の歩数は異なり、3,500歩程度歩く人から1万3,500歩程度歩く人が3,000歩余計に歩いた場合の結果のみが示されており、余計に3,000歩歩かなかった場合との比較がないため、3,000

歩程度の歩行の根拠は薄いような気がしますということでございます。

2点目といたしまして、本品は皮下脂肪が減るという結果によって体脂肪を減らす効果をうたっている。許可表示文言としては間違っていないと思うが、これまでの成分と同じものについて、あまり効果の出なかった結果を基に文言を換える申請を特保として認めてもよいのかということでございます。

続きまして、佐藤淳子委員からのコメントでございます。文献1-10に関してでございます、まず、本来であれば体脂肪のうち生活習慣病と密接に関連しているのは皮下脂肪ではなく内臓脂肪です。あえて主要評価項目を全脂肪面積としているのは、内臓脂肪の減少が認められなかったからなののでしょうか。また、対象もBMI 25以上30未満の肥満者であり、運動を増やせば体重も減りやすい集団ではあると考えますということでございます。

それから、2点目といたしまして、単なる感想ですがとおっしゃっておりますが、最近の糖尿病診療の現場では、1週間に150分程度の有酸素運動を進めており、歩数にすると現状の平均歩数プラス2,000歩で1日当たり8,000歩程度となっています。プラス3,000歩でなくても効果はあるものなのかは気になりましたということでございます。

続きまして、山岡委員からのコメントです。ケルセチン配糖体配合飲料の継続摂取及び歩行運動の組合せによる肥満者の体脂肪低減効果に関して層別割付に基づくRCTとして実施された試験に関して、特に大きな問題はないと考えますというコメントをまず頂いております。

それから、今回新たに行われました文献1-10と従来品といいますか、既許可品で行われていました7,000歩程度の歩行という条件で行われたヒト試験、文献1-8という番号になりますけれども、この2つの試験結果を比較してまた別のコメントをされております。

なお、前回の試験、2012年の文献1-8と比べて今回はやや肥満度が高い被験者となっているようです。12週での変化量は前回の被験飲料群とほぼ同じ程度ですが、8週目ではいずれの指標も変化量は有意となっておらず、前回の傾向とはやや異なっていますが、この点についてはどのように考えておられるか、お考えをお聞かせくださいということです。

このコメントにつきまして、文献1-10、先ほど石見座長からのコメントのところで御覧いただきました180ページの表2、表3、表4、この辺を御覧いただきたいと思っております。

もう一つ、文献1-8につきましては、同じくこの論文の139ページを併せて御覧いただけますでしょうか。文献1-8の139ページに7,000歩の歩行で行ったヒト試験の結果が載っております。上の表1のところに被験者背景ということで、年齢、身長ということが並んで、上から4番目にBMIという項目がございます。それから、その

下に表2として腹部脂肪面積変化表の推移ということで8週目、12週目、ここでの全脂肪、内臓脂肪、皮下脂肪の変化というものが示されております。山岡委員のほうからは、この被験者の背景、特にBMIと腹部脂肪面積変化の推移というもの、二つの試験でのそういったものを比べたときに若干違いがあるのではないかということコメントされております。

山岡委員からのコメントの3点目といたしまして、これは表示に関わる部分ですが、表記として、今回申請されておりますのは活動を追加するときに「本品を併用することで体脂肪をさらに減らします」となっておりますが、前段の部分ではちょっと違った表現をしておりますので、この最後の部分も、うんぬんの活動を追加するときに、「本品を併用することで体脂肪をさらに減らすのを助けます」という表現にしたほうが適当ではないかと思えますというコメントでございます。

事務局からのコメントの紹介は以上になりますが、コメントを寄せられた先生方、何か追加で御説明されることがあればぜひともお願いいたします。

以上です。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、委員から頂戴したコメントについて意見等を頂きたいと思えます。先ほどの品目と同様に、事前に頂いたコメントを一つ一つ順番に整理していくという進め方を取りたいと考えております。よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めてまいりたいと考えます。最初に私のコメントについてです。私のコメントについては、先ほど事務局から説明があったように、栄養摂取量はFAS、すなわちFull Analysis Setということで、最大解析対象者集団ということで、基本的に登録された人をほぼ全員について解析したということでございます。それから、実際の腹部脂肪の面積の解析はPPS、Per Protocol Setということで、実際に対象者となった方について解析したということで、解析対象が違うということでございます。これについていかなものかというコメントですが、事前に事務局が申請者に問い合わせたとのことなので、その結果について事務局から御説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 石見座長からのコメントにつきまして、申請者に事前に問い合わせた結果について御紹介させていただきます。まず、FAS、PPSを使い分けているといいますか、解析によって違ったやり方をしていることの理由については、申請者のほうは、栄養摂取量は試験期間を通して試験が適切に行われていることを確認する目的で測定していることから、最大の解析範囲であるFASで解析しておりますということで、何を見ているかということ、栄養摂取量が大きく変化していないこと、両群に大きな差がないこと、これを見るためにFASでやっているというふうな回答でございました。

ただ、申請者からこのような回答をもらっておるのですが、このコメントとは別

に、申請者にこの試験の試験実施計画書というものを提出してもらっております。その中には、栄養解析については有効性評価項目で得られる結果が試験食品の摂取に伴う影響であることを担保することを目的として設定していると記載されております。言い換えてしまいますと、有効性が認められたということが栄養摂取の偏りによるものではなくて、被検食品、今回の申請品の効果によるものである。そのことを担保する目的として栄養解析をやっていますというふうに試験実施計画書には書かれております。そういったしますと、脂肪面積の解析というのはPPSでやっておりますので、栄養摂取量の解析もPPSでやったほうがより適切なのかなという気はいたします。

以上でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。今の質問と事務局からの御説明について、山岡委員、いかがでしょうか。この件について御意見をお願いいたします。

○山岡委員 一般的には実臨床に近いという形で、臨床試験の場合はFASを基準にすることが多いと思います。なぜPPSでやったかというところで、かなりきつい条件を制覇した人だけのデータ解析結果ということで、むしろFASで両方とも行うべきではないかなと考えております。その辺も含めて、少なくともFASでやった結果はどうなっているかということを回答していただくのが適当と考えます。

○石見座長 ありがとうございます。

腹部脂肪面積のほうをFASでやった結果を出していただきたいということによりよいですね。

○山岡委員 はい。一方をFASでやっておりますが、少なくともFASの結果ではどうなったかということも示していただきたいと思います。

○石見座長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。どうぞ、辻委員、お願いします。

○辻座長代理 少し私は見方が間違っているのかもしれないのですが、179ページのフローのところを見ますと、脱落をされた方などが数に入っているということで、最終的にそろえるというところでは、現実的にはPPSでそろえるということが数値として出しやすいのかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

○石見座長 辻委員の御意見ですと、やはり脱落者、その他解析に不適切な方を除いた最終的なプロトコルに参加した方の解析をするのが適切だという御意見です。ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。佐藤淳子委員、いかがでしょうか。

○佐藤（淳）委員 ありがとうございます。先生方の御意見はどちらももったもだと思いますが、両方出していただけると比較ができていいかなと思いました。

○石見座長 ごもったも意見だと思います。一応、計画書では栄養調査の結果を担保にPPSの体脂肪の結果を担保しているということですので、私としては、栄養調査のほうもPPSで出していった結果を見てみたいということと、また、山岡委員

は、全体の体脂肪についてFASで解析した結果も出していただきたいということで、両方出していただくことができるかということで、いかがでしょうか。事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 事務局から説明させていただきます。まず、山岡委員がおっしゃるように、有効性評価のほうではFASを使うのが一般的だということでございましたけれども、私も調べさせていただきましたところ、確かに医薬の分野ではそのような考え方が強くなっているのかなという感じを受けております。ただ、特保の有効性判定のやり方としては、特にFASでなければならぬ、PPSでなければならぬと、そこまでは決めていないというのが今日現在のルールになっているということをまず1点御説明させていただきたいと思います。

この申請者はこれまでも多くの品目を申請しておりまして、従来から有効性はPPSで、安全性はFASで評価しますということを、そのこと自体は試験実施計画書にも盛り込まれておりますし、そういったことでやるということで説明しておりまして、以前もこの申請者の品目についてPPS、FAS、両方要るのではないかというような御意見が出ましたけれども、今お話ししましたように、特にFASでなければならぬというようなルールもないので、申請者の考えを聞いて、申請者としては、まず、安全性のほうはできる限り多くの人で小さな事象も把握したいということでFASでやっていますということ。それから、PPSのほうは効果というものをはっきりつかむために試験を最後までやった人に絞ってPPSで解析しておりますということを回答して、それで調査会のほうは大体了承されてきたという経緯がございます。

そういった状況ではございますが、当然、データは残っていると思いますので、この有効性の根拠になります脂肪面積の推移、それから、それと関連してきます栄養摂取量の推移、そういったものについてPPS、FAS、両方での解析結果を示してくれということを調査会から求める、それは可能だというふうに考えております。

○石見座長 ありがとうございます。それでは、可能な限りそのような形で、両方出せるようでしたらデータを出していただくということで、もし出せないのであれば、その理由を明確に御説明いただきたいということでよろしいでしょうか。

今、事務局から御説明があったように、確かに食品成分あるいは食品の健康効果について有効性を見る場合はPPSで解析するのがほとんどというふうに私も理解しておりますので、その辺りも申請者のこれまでの申請の意向もあると思いますので、そういうところも考慮して申請者のほうに出せるものは出していただきたいということで問い合わせさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。御意見ありますでしょうか。

○消費者委員会事務局 座長、すみません。今のことにつきまして申請者のほうに求めますのは、栄養摂取量と脂肪面積についてだけでよろしいですか。PPS、FAS、両方出してくれと。

○石見座長 はい。今のところ表3と4についての議論ですので、それでよろしいかと思います。できる限り透明性を重視したいと思いますので、栄養のほうはFASを使ったというところで、実際はどうだったのかという疑問がありますので、透明性を担保する意味においてもデータを出していただければと思います。

○消費者委員会事務局 承知しました。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、次のコメントに参ります。佐藤恭子委員のコメントで、人によって1日の歩数は異なっているということで、3,000歩余計に歩いた場合の結果のみが示されていて、3,000歩余計に歩かなかった人のデータがないということ。佐藤恭子委員、コメントについて更に御意見、追加があればお願いいたします。

○佐藤（恭）委員 佐藤です。これはこの前の論文とセットでということ申請者の方は考えているのかなと後から思いまして、単なる感想ということになります。今回の許可文言が3,000歩という具体的な数字を許可の文言に入れるということは初めてではないのでしょうか。次のコメントもほぼ感想ですけれども、書かせていただきました。

私としては、先生方がこういうことでいいんですということであれば、特に追加のコメントはございません。よろしくお願いします。

○石見座長 ありがとうございます。

この3,000歩というのは、申請書を読みますと、国民健康・栄養調査の結果では大体日常的に歩いている歩数が平均で20歳から60歳で7,000歩程度、そして、健康日本21の目標が1万歩ですので、あと3,000歩足りないということで、そのところを根拠としているようでございます。この件について、いかがでしょうか。委員の先生方、御意見お願いいたします。佐藤淳子委員、お願いいたします。

○佐藤（淳）委員 ありがとうございます。私も次のところに少し歩数については書かせていただいたのですが、もう既に承認されている製品にプラス運動もしましようということであれば、3,000歩でもいいのかなと思いつつ、3,000歩というのが少し昔のデータによって出てきているのが気になります。患者さん方には、1万歩の歩行を長い間お勧めはしてきたけれども、高齢などで実際に1万歩歩くことができない方が多いので、最近は少し緩やかにしています。歩くことができない方々から3,000歩プラスしないといけないのでしょうかねという御質問を頂くことはあるかなと思いました。

以上です。

○石見座長 ありがとうございます。

特に3,000歩についてはいかがでしょうか。ほかの委員の先生方、御意見があったらお願いいたします。辻委員、お願いします。

○辻座長代理 個人的には、3,000というあまりはっきりした数字を記載までしな

いほうがよいのではないかと思います。運動と組み合わせるというところは大変大賛成なのですが、年齢のことも記載はされていないですし、一律にということを書いてしまいますと、むしろ負担になる可能性が否めないかなと考えます。

心掛けることとして運動と組み合わせるということがうまく表現できる表現方法を考えていくというほうが建設的かなと思います。

○石見座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。山内委員、お願いします。

○山内委員 3,000歩という言葉が正しいかどうかは分かりませんが、少なくとも運動を推奨することが目的であるとすれば、これはこれでよろしいのではないかなという気がします。

以上です。

○石見座長 すみません。先生は、3,000歩が書いてあってもよろしいという御意見でいいですか。

○山内委員 はい。そうです。

○石見座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 事務局ですが、若干説明をさせていただきたいと思います。今、委員の方々の発言の中に、運動を追加することでというような発言があったかと思います。今回の追加で出されました文献1-10では、1万歩という従来に比べると3,000歩多い条件下でやったというだけで、7,000歩と1万歩の比較、言葉を換えて言いますと、7,000歩よりも1万歩のときのほうがもっと効いたというようなデータは示されておりません。この1-10の結果から、運動を追加したときにというような御判断といいますか、そういった解釈をされるのが適切なのかどうか、ちょっと疑問に思うところがありましたので、事務局のほうから発言させていただいております。

○石見座長 上原委員、お願いします。

○上原委員 今事務局がおっしゃったことと同じです。比較されていないので、更に効果があるのかというところをこのような形で記載していいのかなというところがちょっと。

○石見座長 上原委員としては、この「さらに」という文言がいかがなものかということでしょうか。

○上原委員 そうですね。はい。

○石見座長 7,000歩に比べて1万歩のほうが更に効果的というデータはないということなので、この「さらに」という文言が不適切なのではないかということですね。

○上原委員 「さらに減らします」というのはどうかなという形です。



○石見座長 ありがとうございます。本来ならば何もしない群、それから被験食を摂取した群、それから3,000歩余計に歩いた群、そして両方、被験食と3,000歩の4群で二元配置をやるべきなのですけれども、7,000歩だけというコントロール群がないので比較のしようがないということで、ただ3,000歩余分に歩いて摂取した群と摂取していない群ということです。本来試験デザインがいかがなものかなというふうに思われますけれども、いかがでしょうか。その辺り、山岡委員、御意見があればお願いします。

○山岡委員 おっしゃるように、ここでは特に3,000歩ぐらい増やしたときということだけであって、例えば1日の平均が、ここでの対象は7,000歩ですけれども、摂る人によっては4,000歩、3,000歩ぐらいだった人が3,000歩増やせばいいというふうに捉えてしまう可能性もあると思うので、その辺も考慮して、このところで3,000歩増やすというところの根拠がどの程度あるかというのはなかなか難しいところだと思います。ですので、あえて入れることが良いかどうかということです。もし入れるのだとすれば、7,000歩の人が3,000歩増やしたときの試験ではということとを断るか。むしろ誤解を生んでしまうような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○石見座長 ありがとうございます。

その前に御意見のある委員がいらっしゃいますので、まず、稲野委員、お願いします。

○稲野委員 稲野です。実施計画書の中の具体的な指示内容って、3,000歩程度多く歩くようにといった趣旨になっていたのですかね。介入の中で、飲む、飲まないもありますけれども、歩数に関する指示というのはどういう指示だったのですか。177ページに書いてあることがそのまま実行されたかどうか。

○石見座長 歩数のデータ、モニターのデータはここにはあるのですか。事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 少々お待ちください。今、計画書の確認をします。

○稲野委員 Per Protocol Setの中でも一応この指示が守られたかどうかというのがきちんと担保された形で入ってきているのでしょうかね。いずれにしても、被験飲料を飲むプラス3,000歩という介入が担保されているかどうかというところが試験デザイン上重要になってくるので。

○石見座長 辻委員、お願いします。

○辻座長代理 177ページのところに試験対象者数で「試験期間中、試験開始前よりも1日平均3,000歩以上多く歩いている対象者を抽出し」というふうに書いてありますので、条件としてはそういう方を抽出したのかなと思うのですが、しかし、やはり個人差がいろいろあると思いますので、少し多く歩くということの推奨とともに組み合わせたときに、少なくとも安全性は担保されて、効果も前回のよう

に見られたという内容かなと思いました。

○石見座長 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○消費者委員会事務局 試験実施計画書に記載されている関連の部分を御紹介させていただきますと、まず試験をやるときに被験者に生活日誌をつけさせております。ここに書いているのを見てみますと、紙での日誌とウェブでの日誌と両方やっているようです。ウェブでの日誌で摂取開始日から試験終了日までということで、検査項目として試験食品摂取状況、それから歩数の記載、それから新型コロナウイルス対策に関するアンケートと、こういった三つの項目についてウェブで生活日誌をつけさせるといった試験を計画しております。ですので、歩数の記録というのは間違いなくさせていると言ってよろしいのかなと。

これは計画書ですので、実際に何歩歩いたかというのは出てきませんけれども、その結果として1-10のほうに1万歩程度歩行したという結果が記載されているのではないかと考えます。

○石見座長 ありがとうございます。

稲野委員、いかがでしょうか。

○稲野委員 状況は分かりました。歩数については、いずれにしても平均歩数との差があったという、そこだけですね。被験者ごとの運動がどのぐらい適切だったかという評価は、一応モニタリングはされているというところで、Per Protocolが一応評価されているという理解ですね。分かりました。ちょっと考えてみます。

○石見座長 ありがとうございます。

八村委員、お願いします。

○八村委員 すみません。会議室の先生方の意見がよく聞き取れないのですけれども、今の稲野委員の御質問で、そこが私も知りたかったところだったので、よく分かりました。一応平均ということであったので、統計は私の専門ではないのですけれども、感覚としてはそこが担保されているのであれば言ってもいいかなと思いました。ちょっと意見を変えます。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございます。

歩数については3,000歩±500歩で指導して、モニタリングは日誌につけていただいて、そして、それに相当する方を抽出したということなので、一応プロトコルに参加した人の歩数は担保されている状況ではないかと判断できます。

○八村委員 承知しました。

○石見座長 ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。佐藤恭子委員の御意見で、3,000歩というところはよろしいということになるかと考えます。

最後のコメントで、皮下脂肪が減るという結果によって体脂肪を減らす効果をうたっている。表現としては問題ないが、あまり効果が出なかった結果を基に文言を換えるのは特保としていかがなものかということで、データの取り方について解釈

が求められると思います。そのことに関しては、山岡委員、お願いいたします。

○山岡委員 これは先ほどのところに関連してしまうのですが、先ほどの、もし運動量ということをしちんとやるのであれば、除外基準に入っていたのではないかなと思われましたので、その辺は確認していただいたほうがよろしいかと思います。一日の平均運動量が7,000歩というのが前提にされていますので、もし平均運動量のすごく低い人が3,000歩だけ運動を付加すればいいと受け取ってしまったときに、果たして効果が出るかどうかということに関して何も示されていません。ここで3,000歩というのを出すことはかなりリスクがあるかなと思いましたが、付け加えさせていただきます。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、このデータについてですが、佐藤淳子委員の御質問にも関連してきますけれども、データを見ますと180ページの表4になりますね。全脂肪面積は両群で有意差がついていて、皮下脂肪面積も両群で有意差がついているのですが、内臓脂肪は減少傾向ということで、p 値が0.11となっておりますので、減少傾向ということはあるかと思います。この辺りの解釈について、事務局からこれは申請者にどのように考えるか尋ねていただいていると思いますが、その点についてまずは御説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 申請者のほうは、試験計画書で設定いたしました主要評価項目が全脂肪面積ということで試験を開始しております。結果として全脂肪面積で有意な減少が認められたということから、本品の有効性は確認されていると考えると、そういった趣旨の回答が寄せられております。

○石見座長 佐藤淳子委員、いかがでしょうか。

○佐藤（淳）委員 最初にプロトコルが全脂肪面積であるのであれば、それは致し方ないかなと思います。なぜ全脂肪面積にしたのかなという多少の疑問は残りますけれども、そのほうが結果が出やすかったのかなという感想です。

○石見座長 ありがとうございます。特保の申請の際の留意点で別添2というのがあるのですが、そこには特に体脂肪については内臓脂肪面積であるべきというような記載はなくて、CTですとかBMI、インピーダンス等で全脂肪面積について計測するというような記載がありまして、特に内臓脂肪に特化したものではないので、この場合、申請品の場合は体脂肪ということであっておりますので、少し内臓脂肪については有意差が付きにくいということではありますが、いかがでしょうか。これは運動もしておりますので、コントロール群も運動している影響が出ているということもあると思いますので、きれいにクリアカットにデータが出ていないということはあるかと思います。いかがでしょうか。このデータについてはよろしいでしょうか。

それでは、今のデータについてはお認めいただいたということでよろしいかと思

うのですが、先ほどの7,000歩歩いた方のデータがないということで、比較できるのかというところ。それから、山岡委員のコメントで、3,000歩ということを出すのはリスクではないかという、辻委員もそうでしたけれども、そういう意見がありました。この点についていかがでしょうか。プロトコルの試験デザインのことでなくなってしまいますけれども、事務局からも疑問点として挙げられていますので、この点について少し議論しなければいけないかなと考えております。いかがでしょうか。

山内委員、お願いします。

○山内委員 私は推奨するというのでよろしいのではないのでしょうかという意見を出しましたが、科学的な根拠がないものに対して3,000という明確な基準を載せるのは危険であるということに対しては、確かにそのとおりだと思いますので、運動を推奨する文言に切り替えることを条件にして、具体的に3,000歩というのを省いていただけるような表現の仕方をお願いするという形を取るのが妥当かなと思います。

以上です。

○石見座長 ありがとうございます。

稲野委員、お願いします。

○稲野委員 私も同じ意見です。やはり3,000というのが非常に曖昧な介入ですので、それについての懸念事項があるので。

あと、議論としては戻るのですが、脂肪面積がPPSで出ていますけれども、多分、FASで比べるべきだと思いますね。これに関しても少し科学的な議論をしようと思うと、FASとPPS、あまり乖離がなければいいのですが、その乖離の程度についてはちょっと気になりますね。脂肪面積について。

以上になります。

○石見座長 ありがとうございます。先ほどのFASとPPSの件については両方出していただくということで事務局をお願いしておりますので、今の稲野委員の御意見、事務局のほうから投げただけだと思います。ありがとうございます。

それから、多くの委員からここで3,000歩という歩数を出すのはリスクではないかという御意見を頂きました。実際、対象者は3,500から1万何百歩まで、平均7,000歩ということなのですが、かなり幅があるということで、この表示にしてみようと3,000歩歩けばいいというような間違っただけの情報を出してしまう懸念があるということで、この点については表示のこともありますので、部会への申し送り事項ということになりますでしょうか。事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 委員の皆様方の御意見を伺っておりますと、単に表現として適切かどうかということ以外にも、有効性の根拠として、最終的にはその許可表示文言になってくるわけですが、その根拠として1-10という試験だけでは足りないのではないか、特に3,000歩ということを経済表示文言の中に入れ込むには根拠が

弱いのではないかというような御意見が多かったように思うのですけれども、いかがでしょうか。違っていただけですみません。修正をお願いいたします。

○石見座長 稲野委員、いかがですか。

○稲野委員 ちょっと事務局のコメントがはっきり聞こえなかったのですけれども、やはりこれは試験のデザインの中で3,000歩プラスしていますという介入の根拠が非常に曖昧なのと、実際に例えばプラセボと比較して成分があるなしでちゃんと比べていますというので足すことのプラス3,000歩という介入が非常に不明確、もしくは不完全、そんな気がします。ちょっとこれは結論として3,000歩プラスの介入も見ているというのは、このデータでいくと、論文上も、はっきり言っているのだろうかというのがちょっと不安ですね。ちょっと不完全な話を介入と言っているのでは、どうかなというのは正直思いますね。

○石見座長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

○山内委員 先ほど申しましたとおり、3,000歩というのはやはりどの先生方も根拠がないということになりますので、具体的な数字を出すのではなくて、運動を推奨するような文言に換えていただくほうが正しい評価の仕方ではないかと思います。

以上です。

○石見座長 ありがとうございます。

八村委員、どうぞ。

○八村委員 最初、3,000に疑問を持って、ちょっと納得したところだったのですが、専門の先生方がおっしゃるのでさらに再度納得して、表示をやはり検討し直していただくということに私は賛成です。よろしくお願いいたします。

○石見座長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○消費者委員会事務局 3,000歩というふうを書くことを中心に許可表示文言があまり適切ではない、修正すべきではないかという御意見が大方かと思います。通常、許可表示文言を修正すべきというようなことが調査会の結論となれば、先ほどの最初の品目もそうでしたけれども、部会へ申し送るということにさせていただくのですが、この3,000歩うんぬんということについては、有効性の根拠データとも絡んできますので、部会にお送りする前にもう一度調査会で御検討いただいてもよろしいのかなとも思うのですが、いかがでしょうか。例えばこの品目につきまして、ちょっと先へ行ってしまうけれども、山岡委員からのコメントにございます、「体脂肪をさらに減らすのを助けます」という、この「助けます」を入れるか入れないかということについては、部会のほうに申し送っていただくということでよろしいのかなと思いますけれども、3,000歩があまり適切ではないとすると、ではどうい

った文言なら良いのかということをもう一度申請者に根本からといいますか、最初から考えて提案していただかないと、調査会、あるいはその後の部会で御議論いただくのも難しいのかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

○石見座長 ありがとうございます。確かに3,000歩をどのような文言に直せばいいかという単純な問題ではなくて、試験デザインのほうにも関わってくる問題で、7,000歩の方と1万歩の方の比較もないですし、その辺りはどのように考えているかというところも当初の疑問として残っていますので、調査会としては試験デザイン、そして3,000歩の根拠について、もう少しこの表示が消費者の皆さんに対して誤解を与えないような言い方にならないかということで、もう一つ考察していただくというところを一回戻すということではいかがでしょうか。このまま部会に上げて、根拠についてどういうふうに考えているのかというのは申請者のほうにもう一回尋ねることになる可能性がありますので、根拠についてはやはり調査会のほうで明らかにしておくべきと考えておりますので、全体を含めて1万歩程度歩行している人を対象に飲料を摂取していただく試験を行っているのですけれども、7,000歩程度についてはどのように考えているのかということで、もう一回差し戻していただくということではいかがでしょうか。辻委員、どうぞ。

○辻座長代理 もし戻してもう一度考えていただくといったときに、少し気になっていたところがあるのですけれども、生活習慣で個人の行動変容が起こったときにということを見ていると思います。平均して3,000という数字がなかなか個人のことで出てこないとは思いますが、これまでの生活習慣よりおおむねこのくらい上げてみたという行動変容が起こったときに何が起こるのか、そのときに何か助けになるような効果がこの製品にあるのかといったところだと、変化量のところが対照群の方に比べて少し早く出てきている傾向はあるのかなというふうにも見られるかと思っています。12週まで見なくても8週のときにどうかとかですね。そうしますと、行動変容を起こしたときの効果といいますか、変化が早めに見られるということのをうまく、本当にデータとしても示されていて、良い表現があるのであれば、山岡委員の書かれた、どこを助けるのかといったところを少し具体的にイメージできるのかなと個人的には感じました。

以上です。

○石見座長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○消費者委員会事務局 今、辻委員がおっしゃった行動変容というのは、7,000歩歩行から1万歩歩行になるということを指しているのでしょうか。

○辻座長代理 そうですね。それまでの生活習慣よりも3,000ぐらい増やしたということで、それぞれのペースの方プラス3,000。4,000足す3,000、7,000足す3,000といろいろな方がいらしたかと思うのですけれども、抽出はプラス3,000というところ

ろが担保された方だけ解析をされているという状況かと思うのですけれども、これは個人の中で前と後の行動が違いますといったところを見ている試験だと思えますので、そのときに個人の中でどのような変化が起こったのかというところをこの変化量という数字で見ているとしましたらば、対照群の方よりも変化が早めに現れてきているということが、解析をしていただいて、この数字だけだと私はちょっと分からないのですけれども、そういう観点からも見ていただくと少しイメージしやすくなるのではないかなと思いました。

○石見座長 ありがとうございます。

○消費者委員会事務局 例えば1-10の試験の被験者さんについて、1万歩歩いたときにはこうでしたというデータはありますけれども、その被験者さんが7,000歩歩いたときのデータというのは全くないですね。

○辻座長代理 もちろんそうなのですが、そこはあれば一番よいのですけれども、そのデータから何か具体的なイメージを引き出そうとしたときに、もし変化が起こるのであれば、変化量のスピードというのを何らか数値化してみるという試みはしてみてもよいのかなと感じましたので、発言させていただきました。

○消費者委員会事務局 そういった解析もできるのかもしれませんが、ただ、この調査会で議論いただいて、出していただきたい結論というのは、この品目を特保として認めるのが適切か、あるいはこのデータでは有効性が認められないので特保としては認められないのかと、最終的にはその結論を出していただくことになるわけですね。その判断をしていただく際に、行動変容によって対照飲料摂取群と被験飲料摂取群で変化の出方の早い遅いが出てくるのかといったことが特保として認める認めないの判断に大きく影響してくるということであれば、それは明らかにしていく必要があると思うのですが、さほど特保としての許可の可否というところに結びついてこないといえますか、あまり深く関わってこないようなことであれば、それは申請者にどう考えるのか、そんな解析できるかということをお問い合わせするのは全然差し支えないことではありますけれども、そこがはっきりしないと調査会としては許可できないということまでは言えないのかなと考えますので、辻委員の御意見は、そういう御意見であれば、それはどのように扱うのかというところまで調査会として御検討いただきたいと思います。

○辻座長代理 すみません。ちょっと変な角度からの意見で大変失礼しました。何にしても自分の前と後ということで、個人の軸の中で考えるときに少し介入といっても複雑な設定にはなっておりますので、まさに対象といっても7,000歩の方といえますか、変えなかった方はどうだったのかということとか、そういう辺りになるのかと思いますので、平均値で示されるものではないというところを考えますと、一番最初に戻るのですけれども、3,000というところだけが平均値的に数字が出てくるところは少なくとも変えていただいた上で、なかなか数字で表しづらいという

ことになったときに、ほかの数字の表し方というのを模索する場合の一例として思いつきで言ってしまいました。ありがとうございます。

○石見座長 ありがとうございます。データとしては表4になるわけで、先ほど委員の先生方にこのデータについてお伺いしたところ、このデータでよろしいのではないかということなので、若干内臓脂肪面積の有意差が低いですが、特保の基準については特に内臓脂肪に言及するような基準にはなっていないので、全脂肪面積として許可文言を表示するということはよろしいのではないかと考えますが、やはり多くの委員の先生が、ベースラインが違う中で3,000歩という数字だけが出てしまって、何もしない人がただ3,000歩歩いてそうなるのかということとそうでもないということで、実際にデータに即した表示にしていきたいと思いますということで、一回申請者のほうに戻していただいて、3,000歩の根拠と、表示としてそれが適切なのかということで、委員の多くは3,000歩というのが独り歩きして誤解を招くのではないかという意見が多かったので、その辺りの表示についてもう一度お考えをいただきたいという調査会としての意見でいかがでしょうか。委員の先生方、よろしいですか。佐藤淳子委員どうぞ。

○佐藤（淳）委員 私も3,000歩でもいいのではないかと申し上げてしまいました。やはり今何歩歩いている方がプラスこれだけしたときにどうなりましたというのを書かないといけないと思いました。電車の中吊りなどでも特保の大きな広告がありますから、プラス3,000が独り歩きしてしまうと、糖尿病の診療の実情ともちょっと変わってきてしまいますので、ぜひ事実を淡々と書いていただくのがよろしいかなと思いました。

○石見座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

上原委員は退席されました。

山内委員、お願いします。

○山内委員 いえ、これは賛同しますという手です。私も上原委員と同じで退席させていただきますので、座長にお願いいたします。

○石見座長 承知しました。上原委員と山内委員からは、今の意見に賛同くださるという御意見でした。ほかの委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、この件についてはそのように申請者に尋ねるということで進めたいと思います。

それでは、山岡委員の御意見で、前回の試験、1-8、2-23と比べて今回はやや肥満度が高い被験者となっているようですが、12週での変化量は前回の試験とほぼ同じ程度ですが、8週ではいずれの指標も変化量は有意となっておらず、前回の傾向とはやや異なっていますが、これはどういうことかお聞かせくださいということです。この点については事前に申請者に尋ねていると思いますので、事務局からお願いいたします。



○消費者委員会事務局 事務局から補足説明させていただきます。まず、文献1-8につきましては、139ページを御覧ください。1-10のほうは180ページになりまして、この2ページにあります表を比較していただきたいのですが、委員の皆様には2つのページを同時に見ることは難しいかと思いますが、関連する数字はそこにあるということでございます。

まず、山岡委員のほうから、1-8と比べて今回の1-10では被験者の肥満度がやや高いのではないかということをおっしゃっております。BMIを見てみますと、以前の試験、文献1-8のほうは、対照飲料摂取群のBMIが26.91、被験飲料摂取量のBMIが27.02、約27でした。今回の試験、1-10のBMIを見てみますと、被験飲料摂取群が27.01、対照飲料摂取群が27.00と、平均値だけ今私は読み上げましたが、前回も今回も両群ともBMIは大体27.0ぐらいという値が示されておりますが、山岡委員の御指摘は違うところでしょうか。

○山岡委員 よろしいですか。ここの部分は私のほうの間違いで、ほぼ同じくらいでしたので、ここは訂正してください。あと、8週目に関しても、内臓脂肪だけが有意になっていないということで、ここの表現もちょっと違っていましたので、そこも訂正したいと思います。

ただ、こちらのほうで前回と比べまして、全脂肪と皮下脂肪に関しましては8週目から有意な差が出ているというところ、これは前回と同じような形で出ているかと思えます。その値が少し前後するのはあり得ることだと思えますが、12週に関しては、同じように全脂肪と皮下脂肪面積では有意な差が認められており、両群の差を交互作用で見ても、全脂肪と皮下脂肪に関しては有意な差が認められておりますので、この点に関しては問題ないと思えます。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、前半の部分は御了承いただいたということで、後半の部分で表記として活動を追加するとき「本品を併用することで体脂肪をさらに減らすのを助けます」という文言にしたいかということでございます。いかがでしょうか。この文言について委員の先生方の御意見を頂きたいと思えます。

○佐藤（淳）委員 佐藤ですが、私も賛成いたします。「助けます」という言葉があったほうがより理解が深まると思えます。

○石見座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。チャットのほうでもお受けいたします。辻委員、お願いします。

○辻座長代理 私も「助けます」が付いたほうが分かりやすく正確だと思います。

先ほど「さらに」という文言がという議論が少し前に出たのですが、ここは「さらに」は残すということでよろしかったでしょうか。

○石見座長 この部分についても御検討いただくということだと思います。

○辻座長代理 それをもしまとめて意見させていただくとしますと、歩数を増やすということで、対照群の方も減ってきていますので、そこを「さらに減らす」というのを「助けている」というのは分かりやすいと思います。なので、「さらに」は残して、それで「助けます」を付けるというところがよいかなと思います。

○石見座長 ありがとうございます。

先ほどの上原委員の御指摘ですと、7,000歩がないのに、比較するものがないのに「さらに」をつけてはいかがなものかということだったのですが、その点についてはいかがですか。

○辻座長代理 前の試験のときには歩数を足すというところがなかったのですが、対照群の方は特に減っていないところが、試験群の方が減っていたというところだったと思うのですが、今回皆さん歩かれていますので、対照群の方も減っている、それを「さらに助けている」という現象が見えているかなと思いました。

○石見座長 対照群に対して「さらに減らす」という意味の「さらに」。

○辻座長代理 そうですね。飲まなかった場合に比べて、歩くのを増やすだけでも少し減るのだけれども、その減り方を「さらに助けます」というニュアンスで受け取りました。

○石見座長 ただ、歩いているだけの方と今比較しているものなので、歩いている方に対して、摂取したときにどうかという比較になっているので。

○辻座長代理 そうですね。そこは「さらに」がどこに係るのかということですね。飲まなくても減るのだけれどもというニュアンスが伝わるかどうかということですね。確かに歩いているだけでも減少傾向には対照群の方もあると思いますので、そこをもう一押し助けますというところが正確に伝わればよいのではないかと思います。

○石見座長 ただ、歩いている群が有意に下がるという点については、歩いているだけの群が有意に下がるというデータはないのですよね。

○辻座長代理 これは、試験の前と後の個人の変化量ということなので、平均値のグループとしての二重盲検とかにはなっていないのですけれども、個人の変化量を見たというときに、前の試験のときには多分歩いていないので対照群の方は特に変化量がなかったかと思うのですけれども、今回は歩いていることによる変化量があるという試験の設定かと思いました。そこを「さらに助ける」という意味で、もっと減らしますという個人の中での前と後の変化量のところがうまく伝わる表現ができれば正確かなと感じました。

○石見座長 辻委員、表4を見ていただいて、全脂肪面積のところを見ていただくと対照飲料のところは特に前後でも有意差があるようには書いていないのですね。

○辻座長代理 そうですね。有意差ではなくて減少傾向ということですね。そこを有意差のあるところだけをということだと、今私の申し上げたところはそういうふ

うには記載できないです。

○石見座長 ありがとうございます。やはりちょっと統計的な根拠がないとなかなか難しいところだと思いますので、傾向は確かに歩いているだけで低下しているという傾向はあると思うのですけれども、その辺りは「さらに」についても検討していただくということでよろしいですか。

○辻座長代理 承知しました。

○消費者委員会事務局 非常にまとめ方が難しくなっているかと思いますが、先ほど3,000歩のところの議論の中で申請者に伝えるべきこととして、データに即した表示を再検討するよという言葉もあったかと思いますが、申請者に見直してもらうのは表示全体になってくるかと思うのです。議論の中では3,000歩の根拠がよく分からない、3,000歩という言葉が独り歩きしているようだというところが非常に多くの方々から出てきたコメントだと思いますが、そういったことを考慮しながら、データに即した表示に直すことを検討していただきたいというような趣旨になるかと思いますが、そのときに「さらに」ということを適切に裏づけるようなデータがあるのか、あるいはどういったデータを根拠に「さらに」ということがよりはっきりしてもらえば、今の御議論もまた進むことができるのではないかと思いますので、そういった全体を見直してくれという趣旨で申請者のほうに返してはいかかかと考えております。

○石見座長 ありがとうございます。そのとおりでよろしいかと思いますが、申請者のほうにデータに即した文言をもう一度考えていただきたいということで返していただければいいかと思います。

それでは、「助ける」については、「助ける」の文言があったほうがよいという御意見が多かったので、このところは「助ける」を入れてはどうかということで。

消費者庁、どうぞ。

○消費者庁食品表示企画課 今まとめていただいた内容の明確化のためにお伺いいたします。委員からの御指摘を受けまして、許可表示を全体的に見直すこととなっておりますけれども、そこでできてくる修正案によっては、「助けます」というのを入れるのが難しい場合もあるかと思います。ですので、今、「助けます」とか「さらに」とか具体の言葉について御指摘いただいておりますけれども、科学的根拠に基づいて説明ができれば代替の表現でもよいということでもよろしいでしょうか。

○石見座長 ただ、意見として、「さらに」というところと「助けます」というところの御検討をいただきたいという意見が出たということは伝えていただきたいと思います。

○消費者庁食品表示企画課 承知いたしました。

○石見座長 事務局、よろしいでしょうか。

○消費者委員会事務局 はい。

○石見座長 ありがとうございます。

それでは、審議結果を整理していただいて、処理方法について確認したいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○消費者委員会事務局 この「特茶 s」につきましては、本日の御審議の結果といたしまして、指摘事項が2点、それから部会への申し送り事項が1点出ております。まず指摘事項ですけれども、1点目、脂肪面積の推移と栄養摂取量の推移について、PPSでの解析結果とFASでの解析結果、両方を示すということになるかと思います。

それから、2点目といたしましては、許可表示文言について、具体的な申請者へ伝えます指摘事項の文言につきましてはまた事務局のほうで座長と相談して決めさせていただきたいと思いますが、内容としては、今の申請されている許可表示文言を見ると、3,000歩ということの根拠が弱いにもかかわらず、3,000歩という言葉が独り歩きしているように見えるということで、3,000歩の根拠が何なのかということをはっきりさせながら、データに即した許可表示文言に直すことを検討するよという趣旨になるかと思います。

許可表示文言を直す際には、後段の「体脂肪をさらに減らします」という言い切りになっている部分につきましては、「減らすのを助けます」ということに直すようにと。これも申し送り事項ですけれども、併せて伝えてしまってもよろしいのかと思っています。

あと、3,000歩ということを私は申し上げましたが、それ以外に「さらに」という言葉がどう係ってくるのかといいますか、「さらに」の意味といいますか、使われ方ですね。これについても分かりやすくするような方向で許可表示文言を修正してくださいという内容になるかと思います。

以上、PPS、FASのことと3,000歩を中心とした許可表示文言の見直し、この2点を指摘事項として申請者に伝えたいと思います。

この指摘事項を伝えて申請者から回答が出てくることになるわけですが、その回答が出てきた後、これは再度この調査会での継続審議とするのか、あるいは石見座長のほうにお任せして座長預かりということではよろしいのか、そののちを決めていただきたいと思いますと思っています。

あと、先になってしまいますが、石見座長からコメントがありました、「助けるよう」ということは、それが終わってからになるかと思いますが、部会のほうへの申し送り事項ということで記録しておきたいと思っています。

では、今後の取扱いについて、継続審議なのか座長預かりなのか、御検討をお願いいたします。

○石見座長 ありがとうございます。その前に、先ほど消費者庁のほうから「助けます」という文言は、全体的に文言を調整したときに入るかどうか分からない可能性があるのでは、意見としては伝えるけれども、調査会の指摘事項ではないという

ような御意見を頂いたので、部会に申し送りというのは意見が食い違っているように捉えられましたが、いかがでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 「助けます」や「さらに」といった文言の使用について、よく検討した上で表示を修正するようにといった申し送りを頂くのであれば差し支えないかと思います。

○消費者委員会事務局 申し送りというのは部会に対する申し送りですか。

○消費者庁食品表示企画課 はい。

○石見座長 部会へ調査会の意見として申し送ってよろしいですか。その前に申請者に考えていただくようにということで返すのですよね。

○消費者庁食品表示企画課 そうですね。3,000歩の科学的根拠を明確にするようにという指摘の部分で当然許可表示も修正案が出てくると思いますので、まず1回調査会でやられた後、部会に申し送りということになるのかと思っております。

○消費者委員会事務局 手順としてはそうなりますが、申請者に伝えるときに、3,000歩の根拠だけをはっきりさせればよいということではなくて、「さらに」ということが分かりやすくということも、そういう方向で修正するようにということもお伝えすることになると思いますし、もう一点、文章全体がどう変わってくるかということもありますけれども、体脂肪を減らしますというところは間違いなく残っていきますよね。その部分に関しては、今申請されているような「体脂肪を減らします」という言い切りではなしに、「減らすのを助けます」という方向に修正を、これはしてくださいと言ってしまっているのか、する方向で検討してくださいと一段弱めるのかはあるかと思いますが、いずれにしても全体を見直してもらうとして、キーワードと言うとちょっとあれですけども、3,000歩、「さらに」、「助けます」といったところを中心に配慮しながら全体の許可表示文言をもう一度検討するようにということになるかと思います。それでよろしいですか。

○消費者庁食品表示企画課 はい。差し支えございません。

○石見座長 それで、申請者から戻ってきたときにさらに議論をして、最終的に表示については部会に申し送るという手順でよろしいですね。

私としては、かなり統計解析のこともありますし、専門家の先生にも御意見を頂きたいと思いますので、継続審査にしていだきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。委員の先生方、御意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

○佐藤（淳）委員 結構です。

○石見座長 辻委員もよろしいでしょうか。

○辻座長代理 はい。お願いいたします。

○石見座長 山岡委員、よろしいでしょうか。

○山岡委員 はい。今、チャットに入れましたが、賛成いたします。

○石見座長 八村委員と稲野委員、よろしいでしょうか。

稲野委員は退席されていますか。分かりました。

八村委員から賛同の御意見を頂いております。

それでは、今、事務局からまとめていただいたものについて申請者に一旦お返しして、再度継続審議として本件を継続するということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事前に頂いたコメントについて議論は以上となりますが、そのほか何かありましたらお願いいたします。

それでは、審議結果を整理し、更に継続審議ということになりましたので、よろしくをお願いいたします。

今の内容について特に御質問ありますでしょうか。事務局、よろしいでしょうか。

---

《3.閉会》

○石見座長 それでは、本日の審議は以上となります。ありがとうございました。